

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西立花町五丁目 12 番 1 号  
**東亜バルブエンジニアリング株式会社**  
代表取締役 真 鍋 吉 久

### 第 17 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第 17 回定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

#### 記

- 報 告 事 項** 1 第 17 期（平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第 17 期（平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）計算書類報告の件  
上記の内容を報告いたしました。

#### 決 議 事 項

**第 1 号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当につきましては、1 株につき 15 円と決定いたしました。

**第 2 号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条（条文省略）  （機関の設置） 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条（現行どおり）  （機関の設置） 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 （削 除） 3. 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条～第14条（条文省略）</p> <p>（株主総会の招集権者および議長）</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>③（条文省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第5条～第14条（現行どおり）</p> <p>（株主総会の招集権者および議長）</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第20条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を置くことができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p><u>は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役</u>ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を<u>おく</u>ことができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に<u>対してこれを</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、<u>決議</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、<u>議決</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>

**第 3 号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に真鍋吉久氏、笹野幸明氏、氏野正氏、飯田明彦氏、角谷正昭氏、高橋正憲氏が再選され、重任し、新たに有松清高氏が選任され、就任いたしました。

なお、高橋正憲氏、有松清高氏は、会社法に定める社外取締役であります。

**第 4 号議案** 監査等委員である取締役 3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、新たに監査等委員である取締役に平野重充氏、浜本光浩氏、生川友佳子氏が選任され、就任いたしました。

なお、浜本光浩氏、生川友佳子氏は、会社法に定める監査等委員である社外取締役であります。

**第 5 号議案** 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に鈴木浩巳氏が選任されました。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）にすることに決定いたしました。

**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内にするに決定いたしました。

以上

---

**期末配当金のお支払いについて**

1. 口座振込をご指定の方には、「第17期期末配当金計算書」及び「『配当金振込先ご確認』のご案内」を送付いたしておりますので、ご確認ください。
2. 口座振込をご指定でない方には、「第17期期末配当金領収証」を送付いたしておりますので、払渡期間（平成28年12月26日から平成29年1月25日まで）内に最寄りのゆうちょ銀行並びに郵便局でお受け取りください。なお、同封の「期末配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付資料としてご使用いただけます。
3. 株式数比例配分方式を選択されている場合の配当金のお振込先等につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。